

# 柴田町制限付一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月16日

柴田町長 滝 口 茂

## 1. 入札に付する事業

- (1) 事業番号 第R8-一般5号
- (2) 事業名 令和8年度 みやぎ環境交付金事業 柴田町公用車購入
- (3) 納入場所 柴田町船岡中央二丁目3-45（柴田町役場）地内
- (4) 納入期日 契約締結日の翌日以降から令和9年1月29日まで
- (5) 事業概要 みやぎ環境交付金を活用し、環境に配慮した公用車（PHEV：プラグインハイブリット）を1台購入するもの。  
購入車両：普通乗用 N=1台  
排気量：2,500cc以下  
駆動方式：電気式4輪駆動  
乗車定員：5名
- (6) 支払条件 納入後完了払
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（事後審査型）

## 2. 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度柴田町競争入札参加資格において、物品・役務等のうち、営業品目「自動車」で承認を受けていること。
- (2) 宮城県内の仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町に(1)の承認を受けた本店または委任先を有する事業者であること。
- (3) 柴田町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について完納していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国または県の調達事案の関する排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 入札手続き等

- (1) 設計図書の閲覧 令和8年6月16日（火）から令和8年6月26日（金）まで  
柴田町ホームページにより公開
- (2) 設計図書等に対する質問について  
設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記載し、電子メールまたはFAX

により提出すること。(押印不要)

提出先 Email : contract@town.shibata.miyagi.jp (財政課契約財産班)

FAX : 0224-55-4172

① 質問の受付期間

・令和8年6月16日(火)から令和8年6月24日(水)午前10時まで

② 回答書の日時

・令和8年6月25日(木)午前10時

※質問があった場合は、申込全社にFAXで回答する。

(3) 入札参加の申請等

① 提出書類

・制限付一般競争入札参加申請書

② 申請書の交付 柴田町ホームページからダウンロードしてください。

③ 申請書の受付 下記の期間、持参もしくは郵送で受け付ける。

・令和8年6月16日(火)から令和8年6月26日(金)正午まで ※必着

④ 申請書提出部数

・正副2部(内1部は受付印押印後返却)とする。

⑤ 申請書提出先 〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号

柴田町役場財政課 契約財産班

4. 入札に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

① 日 時 令和8年6月29日(月) 午前9時30分

② 場 所 柴田町保健センター3階 入札室

(2) 入札保証金は免除とする。

(3) 入札参加者は、受付印の押印された制限付き一般競争入札参加申請書を持参すること。

(4) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。

(5) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

(6) 業務費内訳書の提出について

①入札参加者は、初度の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。

②業務費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。用紙については、日本産業規格A列4番とする。

(7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに制限付一般競争入札参加心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(9) 書留郵便による入札

書留郵便による入札を希望する場合は、入札書（封かん）、内訳書、誓約書、入札参加資格審査結果通知書（写し）を同封し入札執行日の前営業日（令和8年6月26日（金））必着とすること。このとき、開封・開札は入札執行時刻に行い、書類の不足が無い場合に限り初度の入札にのみ有効とする。

5. 落札者の決定等

(1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格以下の範囲で入札したもののうち最低の価格をもって入札したものを落札候補者とし、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を有していると認められた場合には、その者を落札者として決定するものとする。

また、初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、初度の入札において最低制限価格より低い価格で入札した者は、失格とする。

(2) 入札執行の回数は、2回を限度とする。

6. 確認書類の提出

(1) 落札候補者は、以下に示す確認書類を入札日の翌日（当該日が町の休日の場合は、その翌日）までに、財政課契約財産班まで持参することとし、提出期限内に確認書類が提出されないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- ・ 納税証明書の写し 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がないことを確認できるもの。

(2) 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合には、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位価格を提示したものを新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

6. 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。詳細は、契約保証に関する説明事項のとおりとする。

7. 契約の締結

落札者の決定後、この入札に付する契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

8. その他

(1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読のうえ遵守すること。

(2) その他不明の点については、下記に照会のこと。

問合せ先 : 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号  
柴田町役場 財政課 契約財産班  
電話 : 0224 (55) 2278 内線222  
FAX : 0224 (55) 4172